

○愛西市児童館等運営委員会規程

平成18年2月1日

訓令第2号

改正 平成19年3月30日訓令第10号

平成24年3月30日訓令第13号

平成25年3月29日訓令第29号

平成28年3月31日訓令第44号

令和2年3月25日訓令第20号

(趣旨)

第1条 この訓令は、愛西市児童センター及び児童館の管理及び運営に関する規則（平成17年愛西市規則第58号）第4条及び愛西市子育て支援センターの管理及び運営に関する規則（平成17年愛西市規則第59号）の規定により、愛西市児童館等運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、愛西市児童センター、児童館及び子育て支援センターの運営管理について検討し、その結果を市長に提言する。

2 委員会は、必要があるときは、関係行政機関所属職員の出席説明及び資料の提出を求めることができる。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者をもって構成し、市長が依頼する。

- (1) 愛西市社会福祉協議会長
- (2) 愛西市教育委員会委員
- (3) 愛西市小中学校長会長
- (4) 愛西市小中学校PTA連絡協議会長
- (5) 愛西市民生児童委員協議会長
- (6) 愛西市子ども会連絡協議会長
- (7) 愛西市地域活動連絡協議会長

(8) 学識経験者

3 委員会に委員の互選による委員長及び副委員長各1人を置く。

(委員の任期)

第4条 委員会の委員の任期は、2年とする。

2 前項の委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長の職務)

第5条 委員会の委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員会の招集)

第6条 委員会は、委員長が必要と認めるとき、又は委員の総数の3分の1以上の請求があるときに委員長が招集する。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、健康子ども部子育て支援課内に置く。

附 則

1 この訓令は、公布の日から施行する。

2 この訓令施行後、最初に任命される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則 (平成19年3月30日訓令第10号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日訓令第13号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日訓令第29号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日訓令第44号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月35日訓令第20号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。